

自立支援センターの設置について

都と特別区は、特別区内の公園等の公有地や、終日営業するカフェ等店舗で起居する方達の一時的な保護と就労による自立など、早期の社会復帰に向けた自立支援事業を共同で行っています。(別紙1参照)

この事業では、特別区を5つのブロックに分け、事業実施の拠点施設として、自立支援センターを各ブロック内の区に1か所ずつ設置しますが、これを5年ごとに、あらかじめ都区が協議して定めた順番に移転していく輪番制で行っています。

当区は、令和8年3月から自立支援センターを設置する順番となっていることから、都と協議した結果、以下のとおり区内都有地に整備することとなりましたので報告します。

1 候補地の概要

地番(地目) ※住居表示	和田1丁目15-2 (水道用地) ※和田1丁目20番[以下未定]
地積	約633㎡
用途地域	近隣商業地域(建ぺい率80%、容積率300%)
現況 (所有者)	旧都水道局杉並独身寮跡(都水道局) ※入居者退去済み、既存建屋は都水道局によって解体撤去予定

2 候補地案内図

別紙2のとおり

3 当該地となった理由

区及び都のほか、東京都宅地建物取引業協会杉並区支部の協力を得て収集した区内用地情報において、施設整備に必要な規模を有し、かつ、現に使用されておらず、建設から運営、解体までの期間においても使用可能な場所が当該地のみであったため。

4 設置期間

令和8年3月から令和13年3月まで

(ただし、設置工事は令和7年、解体撤去は令和14年程度までを見込む。)

5 各主体の役割分担

主体	役割
都	設計、建設及び解体撤去
特別区人事・厚生事務組合	開設及び管理・運営
区	地域連絡協議会の事務局運営 ※1

※1 地元町会や民生児童委員等で構成し、円滑な施設運営を図るため、自立支援センターの活動内容に係る情報発信や意見交換などを行う協議会

6 整備に向けた今後のスケジュール(予定)

令和5年5月～ 地元町会等に説明

地域連絡協議会の立ち上げ、近隣住民説明

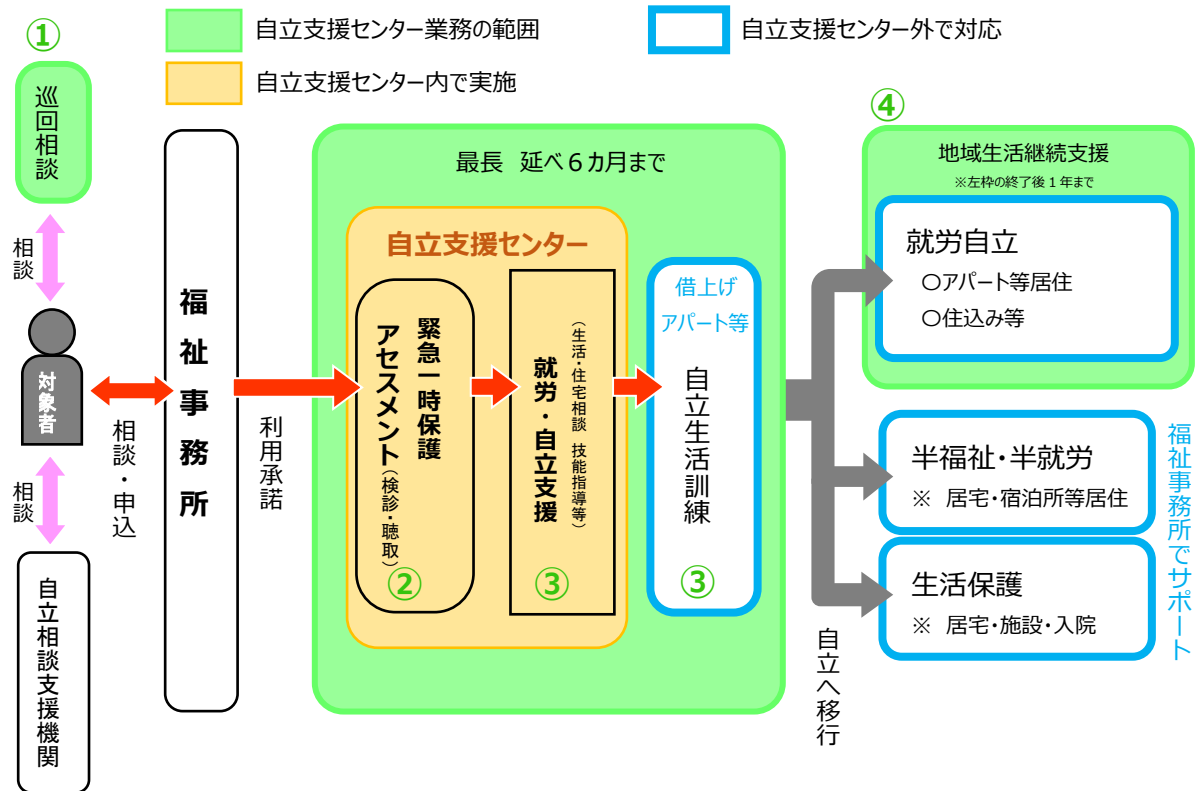
令和6年 実施設計

令和7年4月～ 建設工事

令和8年3月 開設

自立支援事業及び自立支援センターの概要

1 自立支援事業の概要



(1) 利用対象者

住居や仕事に困っていて、福祉事務所における面接で就労意欲があり、生活のルールが守れ、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者。

(2) 事業内訳

① 巡回相談

区内（ブロック単位）を巡回し、対象となる方の面接相談を行い、状況把握、事業の紹介と利用あっせん、福祉事務所の紹介等を行う。

② 緊急一時保護

一時的に保護し、その実情に応じた社会復帰への支援を行うため、宿所・食事の提供、生活相談・指導、健康診断・健康回復、アセスメントを行う。

③ 自立支援

上記②の結果、就労意欲があり、心身の状態も就労に支障がないと認められる方に対し、宿所・食事等を提供するとともに、就労支援、地域生活移行支援を行う。

④ 地域生活継続支援事業

上記支援が終了して就労自立した方に対し、地域生活を継続して、生活・就労状況の把握及び必要な支援等のアフターケアを行う。

2 自立支援センターの概要

自立支援事業を行う拠点施設となり、利用対象者へ寝所や入浴機会、衣食等を提供するため、居室、食堂、浴場等を備えている。

また、就労、生活、法律及び健康相談等を受けることができよう、相談室や医務室、就労訓練等を受講できる講習・会議室等の諸室が整備されている。

(1) 施設概要

諸室	①居室（個室）、②相談室、③医務・救護室、④食堂、⑤娯楽室、⑥事務室、⑦浴室・洗面所、⑧便所、⑨講習・会議室、⑩倉庫、⑪喫煙室、⑫洗濯室、⑬宿直室、⑭その他
規模等	鉄骨造、居室数 50 室程度、空調・給湯設備整備、駐輪場・駐車場整備



※ 写真は他区での施設外観

(2) 施設運営

特別区人事・厚生事務組合にて、施設維持管理と 1（2）の事業を社会福祉法人等に委託して実施する。

自立支援センター整備地資料

1 案内図



2 敷地道路付け (北 6.5m区道、南 6m区道)



3 交通機関最寄駅等

- ・ 地下鉄駅：東京メトロ丸ノ内線 …… 中野富士見町 （徒歩3分）
- ・ バス 停：京王バス …… 佼成行学園 （徒歩4分）
- ・ バス 停：京王バス …… 中野車庫 （徒歩5分）

4 その他

- ・ 用地に接する道路は、共に車両の相互通行が可能。
- ・ 当該地は文化財保護法に係る届出や試掘調査の協力が求められる地域に該当しない。
- ・ 最寄りの広域避難場所は、蚕糸の森公園一帯（徒歩23分）、コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯（徒歩13分）、本町五丁目公園一帯（徒歩4分）。